

計 画 年 度  
令和3年度～令和12年度

石川県における獣医療を提供する  
体制の整備を図るための計画書

令和4年4月

石 川 県

## 目 次

### 獣医療を提供する体制の整備を図るための石川県計画

- 第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標・・・3
  - 1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状
    - (1) 診療施設
    - (2) 主要な診療機器等
  - 2 診療施設の整備に関する目標
    - (1) 診療施設別の整備目標
    - (2) 各地域における診療施設の整備目標
  
- 第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域・・・・・・・・・・・・・7
  
- 第3 獣医師の確保に関する目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
  - 1 獣医師の確保目標
  - 2 獣医師の確保対策
  
- 第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針・・・・・・・・10
  - 1 組織的な家畜防疫体制の確立
  - 2 診療施設・診療機器の効率的利用
  - 3 獣医療情報提供システムの整備
  - 4 診療効率の低い地域に対する診療の提供
  
- 第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の  
向上に関する事項・・・・・・・・11
  - 1 臨床研修
  - 2 高度研修
  - 3 生涯研修
  
- 第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項・・・・・・・・12
  - 1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備
  - 2 飼養者の衛生知識の啓発・普及等
  - 3 広報活動の充実

## 獣医療を提供する体制の整備を図るための石川県計画

### 獣医療をめぐる情勢

本県の獣医療の提供体制の整備に向けた取組は、飼養動物の診療、保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に大きな成果を上げてきたが、近年、獣医療を取り巻く状況には、著しい変化がみられ、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱及び口蹄疫の国内発生や、国際的な懸念となっている薬剤耐性菌の増加は、畜産物の安定供給や食品の安全性の確保に対する考え方について再検討を行う契機となっている。

また、人や物の移動の拡大等グローバル化の進展等に伴う新興・再興感染症の侵入・発生のリスクの増大に対して、人、飼養動物及び野生動物並びにこれらを包含する生態系の健康を一体的に維持するという「One Health」の考え方に基づいた学術研究や感染症予防・管理対策、家畜衛生・公衆衛生のニーズに対応した様々な取組が、国際機関を含む国際社会において協調して進められている。

産業動物獣医師、特に公務員獣医師は、日頃の飼養衛生管理の指導等による伝染性疾病の発生予防や、家畜伝染病の発生時における家畜伝染病予防法に基づく的確な診断と防疫対応を担うほか、家畜改良増殖法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に基づく畜産の振興や医薬品の使用による保健衛生上の危害の発生及び拡大の防止等において重要な役割を担っている。食品の安全性の向上や畜産の振興を図る上で、これらに的確に対応できる獣医師の養成・確保が期待されている。

また、食料・農業・農村基本法に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」及び酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律に基づき策定した「石川県酪農・肉用牛生産近代化計画」（2016年11月）を踏まえた畜産振興が図られる中、産業動物獣医師は、適切な獣医療の提供を通じて、家畜改良、飼養管理の改善等による生産性向上や省力化等による畜産の生産基盤の強化をサポートし、安全な畜産物の安定供給に寄与することが求められている。また、畜産物の病原微生物や有害化学物質によるリスク低減を図るため、HACCP等の考え方を農場段階で活用した飼養衛生管理の実践が必要となっている。さらに、飼養規模の拡大と集約化が進展する中で、畜産現場では、農場単位や群単位での管理形態が普及しており、予防衛生に基づく生産獣医療の提供に対する要請が高まるなど、獣医師に対し、従来にも増して幅広い獣医療の提供が要請されるようになっている。

犬、猫等の家庭で飼養する動物（小動物）の分野における獣医師は、飼育動物の診療の他、適切な飼育の推進の役割を担っている。近年、国民生活における小動物の位置付けが家族の一員となるなど、社会全体として動物の愛護や適正な飼養に関する意識が向上しており、飼養者自身の飼養責任を向上させる必要性が高まっている。このような状況下で、飼養者の求める獣医療の内容は複雑化かつ多様化し、小動物獣医師に対しては、これまで以上に良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、動物に対する総合的な保健衛生指導及び適切な飼養の推進に関する普及・啓発や最新の診断・治療・予防技術の獣医療現場への導入が求められている。また、飼養者に十分なインフォームド・コンセントを得ながら診療を進めるなど、飼養者の意向も総合的に勘案した獣医療の提供が求められていることから、獣医師と愛玩動物看護師を含めた動物の看護に従事する者との連携によるチーム獣医療の提供の必要性が高まってきている。

以上のことを踏まえ、本県の獣医療が今後とも畜産業の健全な発展、動物の保健衛生、公衆衛生及び食品の安全性の向上等の社会的ニーズに応えられるよう、獣医療関係施設の相互の機能及び業務の連携強化を図る。また、獣医療に関する技術の一層の向上のため、産業動物分野においては、産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の養成・確保対策を推進するとともに診療施設や診療機器等の計画的な整備を図り、消費者ニーズに即した、質の高い獣医療を的確かつ効率的かつ安定的に提供する体制の整備を図る。

## 第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

### 1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

#### (1) 診療施設

県内の動物診療施設の開設状況は次のとおりである。

#### ア 産業動物診療施設の開設状況

	合 計	県	市町	県共済	農業協同 組合	法人	個人開業 施設	その他	備考
加賀地域	14	2	0	1	1	5	5	0	
能登地域	7	4	1	0	0	1	1	0	
合 計	21	6	1	1	1	6	6	0	

資料：石川県内動物診療施設一覧（令和2年12月現在）

県共済：石川県農業共済組合

注：診療施設には、獣医療法第7条に規定する「往診診療者等」を含む。

#### イ 小動物診療施設の開設状況

	合 計	県	市町	県共済	農業協同 組合	法人	個人開業 施設	その他	備考
加賀地域	87	1	1	0	0	35	50	0	
能登地域	12	0	0	0	0	3	9	0	
合 計	99	1	1	0	0	38	59	0	

資料：石川県内動物診療施設一覧（令和2年12月現在）

注：診療施設には、獣医療法第7条に規定する「往診診療者等」を含む。

(2) 主要な診療機器等

産業動物診療施設における施設及び機器整備状況は以下のとおりである。

地域	開設者 区分	調査施 設数	施設の整備状況			機器の整備状況		
			検査室	手術室	解剖室	血液生化学分析装置	超音波診断装置	エックス線装置
加賀地域	県	2	2	0	1	1	0	1
	市町	0						
	県共済連	1	1	0	0	1	1	0
	農協	1	0	0	0	0	1	0
	法人等	5	2	0	0	0	2	0
	個人開業	5	0	0	0	0	1	0
	計	14	5	0	1	2	5	1
能登地域	県	4	4	0	1	2	2	0
	市町	1	1	1	0	1	0	0
	県共済連	0						
	農協	0						
	法人等	1	1	0	0	0	0	0
	個人開業	1	1	0	0	0	0	0
	計	7	7	1	1	3	2	0
合計		21	12	1	2	5	7	1

資料：石川県内の産業動物診療施設における施設の整備状況（令和2年8月現在）

## 2 診療施設の整備に関する目標

本県における産業動物分野での獣医療の提供は、石川県農業共済組合（以下「県共済」という。）、農業協同組合等の団体に所属する獣医師が主体となっている。そのため、これら団体の開設する診療施設（診療機器及び診療用車両も含む。）を対象に整備を推進する。整備にあたっては、個人開業獣医師に対して過度の負担とならないように配慮するとともに、家畜保健衛生所、県共済等獣医療関連施設との連携体制の目標を定め、各診療施設における整備を計画的に行い、日本政策金融公庫の長期低利融資等を活用し、診療の的確化、迅速化及び診療内容の高度化を推進する。

### (1) 診療施設別の整備目標

#### ア 家畜保健衛生所

家畜保健衛生所については、家畜伝染病の発生予防及び疾病の発生による損耗防止を図るほか、畜産物の安全を確保するための保健衛生指導、病性鑑定機能の充実・強化や検査能率の向上に必要な施設・機器等の整備を図り、家畜伝染病の発生に対する危機管理体制の再点検、強化を推進する。また、産業動物臨床獣医師が診療において、これらの施設・機器等を利用できるようその効率的利用を推進する。

#### イ 石川県農業共済組合（県共済）

県共済の開設する診療施設については、県内における産業動物診療の中核的施設として、データに基づく高度な診療に必要となる代謝機能検査機器等を主体に整備を促進するとともに、産業動物臨床獣医師の技術研鑽あるいは機器提供の施設として、効率的活用を推進する。

#### ウ 市及び農業協同組合、その他の団体等の診療施設

家畜保健衛生所または県共済の診療施設から遠距離に位置するため、これら診療施設の利用が困難な地区にある市及び農業協同組合、その他の団体等の診療施設については、通常診療需要に的確に対応するうえで必要となる一般的な検査機器等を主体に導入し、地域密着型の診療施設として整備を促進するとともに、これらの診療施設を産業動物臨床獣医師に利用させることにより効率的活用を推進する。

#### エ 個人開業

産業動物に係る個人開業診療施設については、地域農家に対する獣医療提供者として、あるいは保健衛生指導等のコンサルタントとして幅広い活動をしており、施設の整備にあたっては過剰な設備投資にならないように配慮しつつ診療の現場で必要となる簡易な検査機器等を主体に整備を促進する。一方、家畜保健衛生所、県共済、市及び農業協同組合等と連携し、これら団体が所有する診療施設の利用について推進していく。

## (2) 各地域における診療施設の整備目標

### ア 加賀地域

加賀地域は、1か所の酪農団地を有しており、乳用牛を主体に飼養する地域となっている。また、金沢競馬場を有しており、県内における大部分の馬を飼養している。

診療状況については、乳用牛では県共済の診療施設が中心となり診療しており、泌尿生殖器及び乳房の疾患の診療割合が多く、その他の疾病として消化器病、運動器病、代謝疾患、繁殖障害が見られる。このため、これらの疾病に対応する上で必要な診療機器等を中心に整備を促進する。

また、金沢競馬場では個人開業獣医師が石川県競馬事業局と連携して診療にあたっており、運動器病や消化器病の診療割合が多い。そのため、これらの疾病に対する診療施設等の整備を推進する。

### イ 能登地域

能登地域は、各畜種の主要な飼養地域であり、特に肉用牛、豚、鶏については県内の飼養頭羽数の大部分を占めている。

乳用牛については、加賀地域と同様に泌尿生殖器及び乳房の疾患による診療割合が大きく、その他は繁殖障害、消化器病及び運動器病が占めるため、これらの疾病に対応する診療機器等を中心に整備を促進する。

肉用牛については、県共済の診療施設が中心となり診療しており、診療割合は消化器病、呼吸器病、泌尿生殖器病及び運動器病が大部分を占めている。また、繁殖肉用牛と肥育肉用牛への対策は別に考える必要があり、繁殖肉用牛については繁殖障害に関連した疾病を中心とした対策、肥育肉用牛については消化器病や呼吸器病への対策を、それぞれに行うことが重要視されることから、これら疾病に対するうえで必要な診療施設について整備を促進する。

豚及び鶏については、集団管理衛生への適切な対応を図るうえで、必要な診断機器等を主体に整備を促進する。

## 第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

本県における獣医療を提供する体制の整備が必要な地域については、地域として一体的に整備していくことが適当であると認められる地域となるように配慮し、家畜衛生の中核となっている家畜保健衛生所の所管区域ごとに、加賀地域、能登地域の2地域に区分するとともに、産業動物診療施設の整備に関する目標及び産業動物臨床獣医師の確保に関する目標を達成するため、計画的な取り組みが必要と見込まれる以下の地域を指定する。

地域	地域内の市町名
加賀地域	加賀市、小松市、能美市、川北町、白山市、野々市市、金沢市、内灘町、津幡町、かほく市（10市町）
能登地域	宝達志水町、羽咋市、志賀町、中能登町、七尾市、輪島市、穴水町、能登町、珠洲市（9市町）

## 第3 獣医師の確保に関する目標

令和2年12月時点での県内の産業動物分野に携わる獣医師は、官民合わせて54人であるが、令和12年度までに31人が退職する見込みである。現在、家畜の飼養戸数は減少傾向にある一方、農場規模が拡大傾向にあることや県産ブランド和牛「能登牛」の生産・出荷増頭の取り組みが行われていることから、良質な獣医療を提供していくうえでも、計画的に獣医師を確保していく必要がある。

## 1 獣医師の確保目標

令和12年度を目標とする産業動物診療獣医師の確保目標は、次のとおりとする。

### (1) 県内の(県、市、公社を除く)産業動物診療施設における獣医師数

地 域	令和2年12月現在の獣医師数	令和12年度における獣医師の確保目標	令和12年度推定獣医師数	令和12年度までに確保すべき獣医師数
加賀地域	14	14	3	11
能登地域	1	1	0	1
合 計	15	15	3	12

※ 令和12年度推定獣医師数については、  
 ・民間団体等に勤務する診療獣医師の定年を60歳  
 ・個人開業による診療獣医師の廃業を70歳  
 と仮定して試算した人数となっている。

また、小動物と産業動物診療を兼業する獣医師も含める。

### (2) 県内の県、市、公社等の産業動物診療施設における獣医師数

地 域	令和2年12月現在の獣医師数	令和12年度における獣医師の確保目標	令和12年度推定獣医師数	令和12年度までに確保すべき獣医師数
加賀地域	18	19	11	8
能登地域	19	19	8	11
合 計	37	38	19	19

※ 令和12年度推定獣医師数については、定年は令和3年度までを60歳、令和4年度以降、2年ごとに1歳ずつ引き上げて試算した人数となっている。  
 (令和3,4年度：60歳、令和6年度：61歳、令和8年度：62歳、令和10年度：63歳、令和12年度：64歳)

また、県畜産主務課および県健康福祉部に所属する獣医師は、診療施設以外の部署に所属することから、上記の人数に含まれていない。

### (3) 県内の産業動物診療施設における獣医師数

地 域	令和2年12月現在の獣医師数	令和12年度における獣医師の確保目標	令和12年度推定獣医師数	令和12年度までに確保すべき獣医師数
加賀地域	32	33	14	19
能登地域	20	20	8	12
合 計	52	53	22	31

## 2 獣医師の確保対策

### (1) 新規獣医師の確保に向けた取り組み

- ア 県内の高校生等を対象とした獣医系大学進学セミナーの開催や県内イベントへの出展により、獣医師の仕事に対する理解を深める機会を提供し、獣医系大学への進学者の増加を図る。
- イ 県等の公共団体及び農業関係団体等の診療施設において、獣医系大学の学生のインターンシップを積極的に受け入れるなど、産業動物診療に対する理解を深めるための機会を確保し、産業動物獣医師の計画的な養成と確保を図る。
- ウ 獣医系大学の学生に対する修学資金制度を活用し、公務員獣医師（農林水産分野）の安定した確保を図る。

### (2) 再就職者・未就職者に対する雇用支援

- ア 県共済等の農業関係団体を退職した勤務獣医師及び未就業の女性獣医師の有効活用を促進するため、公益社団法人石川県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）の協力を得て退職者及び就業希望等のリストを作成し、未就業者等に求人及び求職に関する情報の提供を行い、産業動物獣医師の確保とともに診療施設の維持を図る。
- イ 県共済等との連携のもと診療施設を利用して産業動物診療に必要な技術の習得の機会を提供し、就職・再就職しやすい環境を整える。

### (3) 労働環境の改善

今後、新規の女性獣医師職員の増加が見込まれるため、女性獣医師職員がより積極的に活躍できるよう、県、県共済、団体等が中心となり、育児休業の取得支援の充実や産休代替職員の確保など女性獣医師職員の働きやすい職場環境づくりを促進する。

### (4) 産業動物を診療対象とする開業獣医師に対する支援

日本政策金融公庫の長期低利融資をはじめとする、国やその他団体が行っている支援策を積極的に周知し、産業動物を診療対象とする開業獣医師が新規で開設しやすい基盤を作る。

## 第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

産業動物に係る効率的な診療体制の整備を図るため、獣医療に関連する施設が有する機能及び業務の有機的な連携を促進する。

### 1 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜防疫については、家畜保健衛生所を含めた県は、市町、産業動物臨床獣医師及び農業関係団体等と連携し、家畜伝染病及び新疾病に対するサーベイランス体制を強化するとともに、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認・指導等、平時における家畜の伝染性疾病に対する防疫体制の整備を図る。さらに、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の発生に備え、マニュアルに基づく防疫体制を構築するとともに、家畜防疫員を農林水産部及び健康福祉部の獣医師等から確保するなど、組織的な防疫体制を確立する。また、家畜伝染病の発生時には、必要に応じて他都道府県へ家畜防疫員の派遣を要請する。なお、他都道府県で家畜伝染病が発生し、支援要請があった場合には、可能な限り本県の家畜防疫員を派遣し、国内におけるまん延防止に最大限協力する。

### 2 診療施設・診療機器の効率的利用

血液生化学分析装置、超音波診断装置、エックス線装置等の高度な検査・診断機器については、個人開業獣医師にとって早急な整備が困難と考えられるため、家畜保健衛生所や県共済が整備を促進するとともに個人開業獣医師の利用に配慮し、診療機能の効率化を推進する。また、家畜保健衛生所または県共済の診療施設から遠距離に位置するため、これら診療施設の利用が困難な地区においては、市及び農業協同組合、その他の団体等の診療施設に通常の診療需要に的確に対応する上で必要となる一般的な検査機器等の整備を促進し、その活用を推進する。

### 3 獣医療情報の提供システムの整備

個人開業獣医師、家畜保健衛生所及び農業関係団体等獣医療関連機関相互の情報交換の組織化を図り、研修会、検討会等において家畜保健衛生所、民間検査機関等による抗体検査成績、生化学的検査成績等及び食肉検査所、食鳥検査等から提供される食肉、食鳥検査成績等の情報について検討し、その活用を推進する。

### 4 診療効率の低い地域に対する診療の提供

将来的に獣医師の確保が困難となると予想される地域においては、県、市町、農業関係団体等が連携して計画的な獣医師の確保に努める。

## 第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

産業動物に係る獣医療については、農場単位や群単位での集団管理衛生技術、超音波診断装置等による精度の高い診断技術に対する需要が増大するとともに、受精卵移植技術等新技術を応用した高度な獣医療技術の提供が求められることから、これらの新しい獣医療技術の開発、普及を推進することとし、獣医師に対する獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備を図る。

また、小動物に係る獣医療については、より高度でかつ広範な診療技術の提供と保健衛生指導が要請されており、飼養者の要請に適切に対応した獣医療を提供し得るよう、診療技術の習得体制及び保健衛生指導等の充実に図る。

### 1 臨床研修

県は、新規獣医師に対して臨床研修の受講を促進するため、関係診療施設にパンフレットの配布等を行い、情報の提供に努める。

特に、産業動物分野においては卒業研修の充実に必要から県共済を産業動物診療の中核的組織と位置づけ、診療施設の整備を促進し、地域の診療施設との連携による研修体制の整備を推進する。

公務員分野については、家畜衛生、公衆衛生、畜産振興、食品の安全性の向上、獣医療に関する法令遵守、動物愛護・福祉等に関する技術研修会、講習会等に積極的に参加する。また、飼養衛生管理基準の指導や防疫措置の円滑な実施のため、産業動物臨床獣医師、農林水産分野以外の公務員獣医師等も対象とした研修や演習を推進する。

### 2 高度研修

#### (1) 産業動物分野

ア 県は、国が開催する家畜衛生講習会及び技術研修会に職員を参加させ、伝達講習等により地域への普及を図るとともに、疫学を基礎とした防疫体制の整備や集団管理衛生技術等の最新の獣医療技術に係る技術研修会を開催し、技術の向上に努める。

イ 県共済は、全国農業共済協会、県共済等が開催する研修会に職員を積極的に参加させ、伝達講習等により技術の向上に努める。

ウ 県獣医師会等は、各種研修会、講習会の開催に努めるとともに、関係学会等の開催状況について関係獣医師への周知の徹底を図る。

#### (2) 小動物分野

県獣医師会等は、専門分野別の技術の向上等を図るため、各種研修会、講習会の開催に努めるとともに、関係学会等の開催状況について関係獣医師への周知の徹底を図る。

### 3 生涯研修

県獣医師会等は、臨床獣医師が日進月歩する獣医療技術や海外悪性伝染病、新興・再興感染症等に関する知識・技術を適時適切に取り入れることにより、社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくことができるよう、各種研修会、講習会の開催や関連する教材等の提供に努める。また、研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師についても、情報通信機器等を活用した教材の利用による研修の促進を図るよう努める。

## 第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

### 1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

家畜衛生行政に加え、公衆衛生行政や動物愛護・福祉行政等、幅広く地域の獣医療の状況を把握するとともに、家畜保健衛生所や保健福祉センター等による監視指導体制の整備や県獣医師会と連携した獣医療に関する相談窓口の明確化を図る。

### 2 飼養者の衛生知識の啓発・普及等

#### (1) 産業動物分野

(公社)石川県畜産協会は、県等関係機関と協力し、畜産農家に対する家畜衛生知識・技術の一層の啓発・普及に努めるとともに、品質面、安全面及び価格面で優れた畜産物を生産するための農場 HACCP の普及の促進を図る。

#### (2) 小動物分野

県獣医師会は、小動物の適切な健康管理を図るため、飼養者に対する衛生知識の啓発・普及及び健康相談活動の促進を図るほか、獣医師によるインフォームド・コンセントの徹底、獣医療相談窓口の設置、診療施設の専門化・機能分担等に関する合意形成等必要な条件整備の促進を図る。

### 3 広報活動の充実

(1) 飼養動物に対する救急疾病への適切な対応が要請されることから、夜間、休日における診療体制の整備について、関係者間の合意形成を促進するため、関係者の意識調査や検討会の開催等を行うとともに、夜間、休日に診療を提供する診療施設に関して、県獣医師会及び獣医療関係機関、市町等の広報等を活用した広報活動を推進する。

(2) 県獣医師会、(公社)石川県畜産協会及び各種関係団体等の発行する広報等の活用を推進し、飼養者に対する衛生知識の啓発、普及に努める。